

最近の最高裁判例の動向調査(1)

～平成14年以降6年を振り返る～

行政監視委員会調査室 にしざわ としお
西澤 利夫

はじめに

日本人男性とフィリピン人女性から生まれた後、日本人男性に認知された子が、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り日本国籍取得を認めている国籍法の規定は違憲だとして、日本国籍を有することの確認を求めた訴訟で、最高裁大法廷は平成20年6月4日、国籍法の規定を違憲と判断し、原告10人全員の日本国籍を認めた。法律の規定を違憲とした最高裁判決は、公職選挙法の在外邦人選挙権制限規定を違憲とした判決(平成17年9月14日)以来で、今回が戦後8件目である。

今回のように法律の規定が違憲とされた場合、その規定が一般的に無効とされたと考えるか(一般的効力説)、あるいは当該事件に限って無効とされたと考えるか(個別的効力説)という問題があるが、付随的違憲審査制を採る我が国においては、個別的効力説に立った対応が行われている。したがって、今回のようなケースでは、鳩山法相が6月5日の参議院法務委員会で述べたように、「国籍法第3条は改正する方向で検討・対処しなければならない」と思われる。

このような国会対応を迫られる違憲判決に限らず、最高裁判例は、合憲判断をしたり、下級審で判断が分かれる論点について統一的解釈を示したりするなど、行政や実務に大きな影響力を有することから、その動向は立法府にとっても大きな関心事となっている。個人的にはこれまで、その時々注目される最高裁判例をコンパクトな形でビジネス雑誌に登載するなどし、書き溜めたものがあつたので、この判決を契機に、最近の最高裁判例の動向を整理しておくことは有意義ではないかと考えた次第である。本稿で取り上げる範囲については、便宜上、郵便法の国賠免責規定を違憲とした最高裁判決(平成14年9月11日)のあつた年以降とした。ただし、網羅的なものではなく、社会的に関心が高いと思われるものを適宜取り上げたものであることをお断りしておきたい。

1. 平成14年の最高裁判例の概要

(1) 商事法関係

ア 平成14年1月22日第三小法廷判決 パソコン入力の会計記録も商業帳簿と認定

パソコンで管理する帳簿への虚偽情報入力破産法の商業帳簿への不正記載罪に当たるかどうか争われていた破産法違反(詐欺)事件について、最高裁第三小法廷は1月22日、電磁的記録が破産法の商業帳簿に当たるとする初めての判断を示した。

本件は、元金融会社社長が、整理を頼まれたパチンコ店経営会社の破産宣告確定前に、自分の関連会社が同社に資金を貸し付けたという虚偽の情報をパソコンの総勘定元帳ファイルに入力させるなどして破産財団に属すべき金銭債権と固定資産を隠匿し

たというものである。

本件の一審・千葉地裁は、「電磁的記録も商業帳簿に当たる」として元社長を有罪としたのに対し、二審・東京高裁は「電磁的記録を帳簿として認めることはできない。明文化されていないのだから罰することはできない」として不正記載罪の成立を否定した。このため、検察側は「実務とかけ離れた判断で、法解釈の誤り」として最高裁に異例の上告受理の申立てを行い、統一的判断を求めていた。

同小法廷は、「商業帳簿には、可視性、可読性が確保されている電磁的記録が含まれると解するのが相当であり、本件総勘定元帳ファイルは商業帳簿に当たる」として、原判決を破棄し、元社長の控訴を棄却した（一審判決が確定）。実務ではパソコンによる会計処理が主流となる中で、同種事件の捜査に与える影響は大きいとみられる。

イ 平成 14 年 2 月 13 日大法廷判決 短期売買利益返還を定めた規定は合憲

上場会社の主要株主が株式の短期売買で得た利益について、会社が返還請求できるとした証券取引法 164 条 1 項の規定が、財産権の不可侵を定めた憲法 29 条に違反するかどうか争われていた事件で、最高裁大法廷は 2 月 13 日、同項を合憲とする初めての判断を示し、株主側の上告を棄却した。

本件は、東証第二部上場会社の主要株主（発行済株式の総数の 10% 以上の株式を保有する株主）が、平成 11 年 2 月から 7 月にかけて同社株の売買で約 2,000 万円の利益を上げたため、同項に基づき株主に対し短期売買取引による利益の返還を請求した事案である。一審・東京地裁及び二審・東京高裁は、いずれも同項を合憲として会社側の請求を認めたため、株主側が「内部情報を不正利用したケースではなく、この規定を適用するのは不当」と主張して上告していた。

大法廷は、「同項は、証券取引市場の公平性、公正性を維持するとともに、これに対する一般投資家の信頼を確保するという目的で規制を定めるものである」とした上で、「規制目的は正当で、規制手段が必要性又は合理性に欠けることが明らかとはいえないから、憲法 29 条に違反するものではない」として、上告を棄却した（株主側敗訴が確定）。今回の判決は従来通説や下級審判決を是認したものであるが、改めて最高裁が合憲と判断したところに実務上は意義があるとされる。

ウ 平成 14 年 5 月 31 日第二小法廷決定 朝日新聞社株主代表訴訟で株主敗訴

朝日新聞社の株主 2 名が、同社の取締役を相手取り、ソフトバンクなどから全国朝日放送（テレビ朝日）の株式を取得したことに関して会社に損害を与えたとして会社に損害を賠償するよう求めた株主代表訴訟で、最高裁第二小法廷は 5 月 31 日、株主の上告を棄却する決定をした（株主の敗訴確定）。

本件は、「メディア王」と呼ばれるルパート・マードック氏らが平成 8 年に買収したテレビ朝日の株式を、翌 9 年、朝日新聞社がソフトバンク及びニュース・テレビジョン・ジャパンから 417 億 5,000 万円で取得したことをめぐり、同社の株主が、株式を取得する必要性はなかった、買取価格が不当に高いなどを理由として、当時の経

営陣に約 190 億円（適正価格を超える分）の損害賠償を求めた訴訟である。

一・二審判決は、株式取得の必要性を認めた上で、買取価格について「朝日新聞社の長期的経営計画において欠くべからざるものであるとの経営判断に立ち、本件株式をソフトバンクからの買取価格と同一の価格で買い取ったことはその裁量の範囲を逸脱するものではない」とし、また、取締役会における審議についても「判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りはなく、意思決定の過程・内容が特に不合理とはいえないから、裁量の範囲を逸脱するものでなく、取締役の善管注意義務等に違背するものではない」などとして請求を退けていた。これについて朝日新聞社専務は、「当時の本社取締役の行った経営判断と手続の正当性が一貫して全面的に認められた。当然のことと受け止めている」（6月1日付朝日新聞）と述べている。

エ 平成 14 年 7 月 12 日第一小法廷判決 空クレジットの連帯保証人に支払義務なし

信販会社のクレジットを利用した売買契約が架空だった場合に、クレジット契約の連帯保証人が保証債務を負うかどうか争われた訴訟で、最高裁第一法廷は 7 月 12 日、保証人に信販会社への支払を命じた二審判決を破棄し、一審判決を取り消し、信販会社の請求を棄却した（保証人側の逆転勝訴）。

商品の購入代金を信販会社が立て替えるクレジット契約をめぐっては、売買当事者が共謀の上、商品取引を行ったかのように偽り、信販会社から資金を引き出すケースが間々あり、事情を知らなかった保証人が支払を求められた訴訟では、保証契約の有効性について下級審の判断が分かれていた。このため、最高裁による判断の統一が待たれていた。

本件は、勤務先の会社がクレジットで印刷機械を購入する際、連帯保証を頼まれた男性が保証契約をしたが、その後会社が倒産し、クレジット契約が機械の売買を伴わない空クレジットであることが判明。信販会社が男性に対し、立替金等の支払を求めて提訴、男性が保証契約の無効を主張して争っていた事案である。

二審の東京高裁は「本件機械の引渡しの有無は契約の意思表示の要素には当たらない」として保証契約を有効としたが、第一小法廷は、「実体のあるクレジット契約と空クレジット契約では、主債務者の信用に實際上差があり、保証人の負うべきリスクも異なるはずで、看過し得ない重要な違いがある」と述べ、保証契約は要素の錯誤があり無効であり、保証人には支払義務なしとして、統一的判断を示した。

オ 平成 14 年 9 月 11 日大法廷判決 郵便法の規定について最高裁が違憲判決

郵便法の規定が国家賠償請求権を定めた憲法 17 条に違反するかどうか争われた訴訟で、最高裁大法廷は 9 月 11 日、「規定の一部は違憲」とする判断を示し、合憲を前提に賠償請求を退けた原判決を破棄し、差し戻した。

本件は、金融会社が債務者の預金と給与の差押えを申し立て、裁判所は差押命令を特別送達で銀行と勤務先に郵送したところ、郵便局員のミスによって送達が遅れたため預金を引き出され差し押さえられなかったとして会社が国に損害賠償を求めたもの

である。郵便法の規定によれば、国の賠償責任について、書留や小包をなくすか毀損したときなどの場合に限って、一定の金額の範囲内で賠償するなどとされ、それ以外の場合には国は責任を負わなくていいことになっている。

大法廷は、書留について、「安い料金で、あまねく、公平に役務を提供するという郵便法の目的を達成するため、軽過失の場合に責任を免除することはやむを得ない」が、書留制度に対する信頼が大きく損なわれる「故意又は重大な過失で損害が生じたという例外的な事態にまで責任を免除・制限している部分は合理性がなく、違憲無効である」とした。また、特別送達の場合には、その特殊性から、「軽過失の場合にも国は責任を負う」とした。

15人の裁判官全員的一致した判決で、大法廷が法律の規定を違憲と判断したのは、森林法の共有林分割制限規定が財産権を侵害するとした判決(昭和62年4月22日)以来15年ぶりである。これを受けて、総務副大臣は、「(郵便物の)責任の所在の問題を検討して、法律改正に取り組みたい」と述べた(9月12日付読売新聞夕刊)。

(2) 民事法・その他

ア 平成14年1月22日第三小法廷判決 配信記事を掲載した新聞社にも賠償責任

いわゆるロス疑惑報道に関して、通信社の配信記事に名誉毀損があった場合に記事を掲載した新聞社も損害賠償責任を負うかが争われた複数の訴訟で、最高裁第三小法廷は1月29日、配信記事を掲載した新聞社にも賠償責任があるとの初判断を示した。

各訴訟の二審・東京高裁は、いずれも通信社の責任を認めたが、配信記事を掲載した新聞社の「配信サービスの抗弁(新聞社が配信記事を手を入れずに掲載したときは、特別の事情がない限り、記事が名誉毀損に当たる内容であっても通信社だけが責任を負い、新聞社は裏付け取材をしなかったとしても免責されるとする主張。米国では認める判例が主流)を認めるかどうかについては判断が分かれていた。

新聞社側はこの抗弁を展開し、「配信記事の裏付け取材の義務を負わせることになり、国民の知る権利を損ねるほか、新聞社の萎縮を招いて表現の自由を侵害する」などと主張したが、同小法廷は、「私人の犯罪やスキャンダルでは取材に慎重さを欠くことがまま見られ、配信記事の真実性について高い信頼性が確立しているとはいえない。この報道分野で配信サービスの抗弁を認めるには、信頼性に関する定評という重要な前提が欠けている」として、この抗弁を認めず、新聞社にも責任があるとした。

本判決に対しては、「妥当な判決」、「萎縮効果が生まれ、報道の自由が制約される」、「政治家など公人の疑惑報道は別としている点に注目すべき」などと受け止め方は様々であるが、いずれにしろ、報道の在り方に対する厳しい判断が示されたことから、今後になんらかの影響を与えるものとみられる。

イ 平成14年4月12日第二小法廷判決 新横田基地訴訟で最高裁が初判断

米軍横田基地(東京都福生市など)の周辺住民が米国政府に対し夜間・早朝の飛行差止めと損害賠償を求めた新横田基地訴訟で、最高裁第二小法廷は4月12日、「日本

の民事裁判権は外国の主権的行為には及ばない」と最高裁としての初判断を示した上で、一・二審を支持し、住民側の上告を棄却する判決を言い渡した。

今回の訴訟は、平成8年4月、日米両政府を相手に午前9時から翌朝7時までの飛行差止めなどを求めて提訴されたものであるが、基地騒音をめぐり初めて米国政府を被告としたケースとして注目された。一審・東京地裁八王子支部は、「応訴がない限り、日本の裁判権は外国に及ばない」とする昭和3年の大審院決定を踏襲し、米国側部分の訴訟につき訴えを却下した。二審・東京高裁も、この結論を支持した（日本側部分の訴訟は5月30日に判決言渡し予定）。

今回の第二小法廷判決は、二審判決が根拠とした日米地位協定について「民事裁判権の免除を定めたものではない」と指摘した上で、「米軍機の夜間離発着が公的活動で、主権的行為である」とし、「外国の主権的行為には日本の民事裁判権は及ばない」との国際慣習法を新たな根拠に裁判権が免除されるとした。これに対し弁護団は、「米軍機の騒音差止めについて、住民らの法的救済の道を最終的に閉ざした判決で、極めて遺憾」（4月13日付東京新聞）と反発している。

ウ 平成14年4月25日第一小法廷判決 復興支援金の寄附は目的の範囲内

阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に復興支援金を寄附するために、群馬司法書士会が特別に会員から負担金を徴収する旨の総会決議の効力が争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷は4月25日、支払義務がないことの確認を求めた会員らの訴えを退けた二審・東京高裁判決を支持し、会員らの上告を棄却した。

本件は、群馬司法書士会が兵庫県司法書士会に3,000万円の復興支援拠出金を寄附することとし、その資金の一部として会員から登記申請事件1件当たり50円の復興支援特別負担金を充てる旨の総会決議をしたところ、会員らが、拠出金の寄附が会の目的の範囲外の行為であることなどを理由に、決議は無効であって会員には負担金の支払義務がないと主張して、債務不存在の確認を求めた事案である。

第一小法廷は、3対2の多数意見として、「本件拠出金は、被災者の相談活動等を行う司法書士会への経済的支援を通じて司法書士の業務の円滑な遂行による公的機能の回復を目的とするものであり、会の活動範囲に含まれる。強制加入であることを考慮しても、会員の思想信条の自由を害するものでなく、会員の協力義務を否定すべき特段の事情はない」と判示した。

反対意見では、深沢裁判官（弁護士出身）が「その額が過大であり、会の目的の範囲を逸脱し、かつ負担金の徴収は協力義務の限界を超えた無効なものである」とし、横尾裁判官（行政官出身）が「本件拠出金の寄附は、社会的に相当と認められる応分の寄附の範囲を大きく超え、会の目的の範囲外の行為である」とした。

エ 平成14年7月2日第三小法廷判決 談合を巡る監査請求期間で最高裁が初判断

住民監査請求について、違法な工事契約の締結等があった日から1年を経過したときはすることができないと定めた地方自治法の規定が、公共工事に絡む談合の場合に

も適用されるかが争われた三つの住民訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷は7月2日、「1年以内という期間制限の適用を受けない」との初判断を示し、審理をそれぞれの一審に差し戻した。

地方自治法は、住民監査請求について、違法な契約締結等の場合は、正当な理由がない限り、1年以内にしなければならない、自治体が違法に財産管理を怠ったときは期間制限はないと定めているが、第三小法廷は、「談合がもたらした損害に対し、自治体が賠償請求権を行使しない場合は のケースに当たる」と判断したものである。

三つの住民訴訟は、富山、三重、愛知3県の水道工事をめぐり、住民側が「談合によって契約価格が上げられ、自治体が損害を受けた」としてメーカーなどを相手に賠償を求めていたものである。一・二審判決はいずれも、実体審理に入る前に、違法な契約締結に当たる場合として「1年ルール」を適用し、遅れたことに正当な理由もないとしていた。

「1年ルール」のねらいは、「自治体の発注工事が完成間際になった時点で契約の違法性を認定され、行政に混乱を来すようなケースを防ぐことにある」(7月2日付読売新聞夕刊)が、それが住民監査請求や住民訴訟の大きな壁となってきたのも事実である。今回の判決は、今後の同種訴訟に大きな影響を与えるもの(談合チェックに追い風)といえる。

オ 平成14年9月24日第三小法廷判決 最高裁が小説の出版差止めを認める判決

小説のモデルとなった女性がプライバシー侵害を理由に出版差止めなどを求めた訴訟で、最高裁第三小法廷は9月24日、名誉等の侵害を認定し、出版や映画化など一切の公表差止めと損害賠償を命じた原判決を支持し、作家側の上告を棄却した。

本件は、芥川賞作家・柳美里さんの小説「石に泳ぐ魚」の登場人物のモデルとされる女性が、顔の腫瘍など個人が特定される表現でプライバシーを侵害されたとして、柳さんと出版元の会社に出版差止めなどを求めた訴訟である。

第三小法廷は、「公共の利益にかかわらない女性のプライバシーにわたる事項を含む小説の公表により、公的立場にない女性の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、小説の出版等により重大で回復困難な損害を被らせるおそれがある」と指摘した。

表現の自由とプライバシーの関係では、三島由紀夫の小説「宴のあと」をめぐり東京地裁が昭和39年に損害賠償を命じた例や、雑誌「北方ジャーナル」の報道について差止めを認めた昭和61年の最高裁大法廷判決などがあるが、最高裁が名誉等の侵害を理由に小説の出版差止めを認めたのは初めてである。

今回の最高裁の判断は、文壇や出版界等に様々な波紋を投げ掛けており、「人間の尊厳を無視した表現が制約されるのは当然」とする声がある一方で、作家らの中には「これからは、私小説、評伝など事実を基にした作品が書けなくなるのではないかと危惧する声もある(9月25日付読売新聞)。

2. 平成 15 年の最高裁判例の概要

(1) 商事法関係

ア 平成 15 年 4 月 8 日第三小法廷判決 盗難通帳での A T M 利用に最高裁が逆転判決
盗難通帳を使われ、現金自動入出機 (A T M) から預金を引き出された福岡市内の男性が、銀行(長崎県に本店所在)に預金の返還を求めていた訴訟の上告審で、最高裁第三小法廷は 4 月 8 日、全額の返還を銀行側に命ずる逆転判決を言い渡した。

判決によると男性は、平成 11 年 11 月、駐車中の乗用車を盗まれ、警察に盗難届を出した。ところが、その際には車内にあった通帳の紛失に気付かず、夜になって思い出し、翌日、銀行に喪失届を出した。だが時既に遅く、その時点では、何者かが通帳を使い 3 か所の A T M から現金約 800 万円を引き出していたという。

銀行は、預金者が通帳又はキャッシュカードと暗証番号だけで預金の払戻しを受けることができる A T M を設置していたが、キャッシュカードの場合と異なり、通帳と暗証番号だけで預金を下ろせる点についてはどこにも明示しておらず、預金者も知らなかった。

一審と二審は、「預金者が暗証番号の管理を適切に行えば、通帳を盗まれても他人に預金を引き出される可能性は著しく低い」として銀行の過失を否定し、本件払戻しは民法 478 条による弁済として有効としたのであった。

これに対し、第三小法廷は、「通帳機械払のシステムを採用する銀行が注意義務を尽くしたというためには、通帳機械払の方法により払戻しが受けられる旨を預金規定等に定め預金者に明示する必要があったというべきで、それを怠った銀行には過失があった」と判示し、弁済の効力を認めることはできないとした。銀行の広報室は、「銀行の立場が理解されず遺憾。判決内容を検討し、再発防止に努める」(4 月 8 日付日経新聞夕刊) とした。

イ 平成 15 年 6 月 12 日第二小法廷判決 バブル期の地代自動増額特約には拘束されず
バブル期に結ばれた土地賃貸借契約に「地代自動増額改定特約」があった場合でも、賃借人は地価下落を理由に借家借地法に基づく地代の減額請求を認められるかが争われた訴訟で、最高裁第二小法廷は 6 月 12 日、「地価が下落に転じた後の時点においては、特約の適用を争う当事者は、特約に拘束されず、借地借家法に基づく地代減額請求権を行使することを妨げない」と判断し、賃借人の主張通り自動増額を認めた二審判決を破棄し、相当額を決めるため、本件を原審に差し戻すこととした。

本件は、不動産業者 A から土地を賃借した保険会社 B が A に対し減額請求により減額された地代の確認を求め、A が B に対し特約によって増額された地代の確認を求めた事案である。本契約はバブル期の昭和 62 年に、賃貸借期間を 35 年として締結されたものであるが、契約に際し、将来も地価上昇が続くことが予想される状況の中で、紛争予防の趣旨から地代を 3 年ごとに増額していく特約が付されたのであった。

原審は、「自動増額特約は有効であり、借地借家法に基づく地代減額請求はできない」としたのに対して、第二小法廷は、「借地借家法の規定は、強行法規としての実質をも

つものである。改定基準を定めるに当たって基礎となっていた事情が失われたことにより、自動増額特約により地代を定めることが同規定の趣旨に照らして不相当となった場合には、同特約には拘束されない」として、借地借家法に基づく減額請求権を認める初の判断を示したのである。

ウ 平成 15 年 7 月 18 日第二小法廷判決 保証料は「みなし利息」との初判断

商工ローン大手 A 会社から融資を受けた会社の債務につき連帯保証人となった男性 2 人が、過払金の返還を求めた訴訟で、最高裁第二小法廷は 7 月 18 日、「信用保証会社の受ける保証料は、利息制限法 3 条所定のみなし利息に当たる」との初判断を示し、A 会社側の上告を棄却、男性側の上告に基づき原判決中男性側敗訴部分を破棄し、東京高裁に差し戻した。

A 会社は、融資の条件として、借主に対し、100% 出資の子会社である信用保証会社と契約し、保証料を支払うよう要求し、保証料をあらかじめ天引きした上で融資していた。本件では、この保証料がみなし利息に当たるかが最大の争点となった。

この点について第二小法廷は、「A 会社は、法を潜脱し、信用保証会社から受ける株式への配当等を通じて保証料等を自らに環流させる目的で、借主をして保証契約を結ばせていたといえるから、みなし利息に当たる」とした。

また、利息制限法の制限超過部分の利息を元本に充当した結果生じた過払金について、「原審が、他の債務の返済に充てられるとした点は是認できるが、充当されるべき元本に対する期限までの利息を取得できるとした点は是認できない」として、その計算をやり直すべく原審に差し戻すこととした。

本件と同種の訴訟は、全国で 600 件以上起こされており、下級審段階ではこれまで判断が分かれていた。今回初めて最高裁判決が統一的判断を示したことから、今後同種の訴訟に大きな影響を与えることは間違いないと思われる。

エ 平成 15 年 9 月 9 日第三小法廷判決 公取委の審判記録の閲覧・謄写 住民も可能

談合を追及する住民訴訟を提起した住民に対し、公正取引委員会が審判中の事件記録の閲覧・謄写を許可したのは違法として、メーカー 5 社が許可処分の取消しを求めた訴訟で、最高裁第三小法廷は 9 月 9 日、会社側勝訴の二審判決を破棄する判決（住民側勝訴の一審判決を是認）を言い渡した。

公正取引委員会は、平成 11 年 8 月、全国の自治体等が発注したごみ焼却炉の建設をめぐる談合があったとして独占禁止法違反で 5 社に排除勧告を行ったが、5 社はこれに応諾せず、現在も審判で争っている。本件は、この審判中に、損害賠償を請求する住民訴訟を提起した住民が、その立証に必要として公正取引委員会に事件記録の閲覧・謄写を求めたものである。独占禁止法 69 条が「利害関係人」に閲覧・謄写を請求できるとしていることから、本件では、住民訴訟を提起した住民が「利害関係人」に当たるか否かが争点となった。これについて、一審は利害関係人に当たるとしたが、二審はこれを否定し、判断が分かれていた。

第三小法廷は、「利害関係人とは、事件の被審人のほか、審判手続に参加し得る者及び違反行為の被害者をいい、住民が住民訴訟を提起して被害者に準ずる地位を取得した場合には、利害関係人に当たる」と明言し、最高裁として初の判断を示した。

ごみ焼却炉をめぐるのは、全国で13件の住民訴訟が係争中であるが、今回の判決を契機に、「長期化している各地の訴訟はようやく前進が見込めることになる。談合の責任を追及する住民側の有力な手段となりそう」(9月9日付日経新聞夕刊)である。

(2) 民事法・その他

ア 平成15年1月14日第二小法廷決定 中村元建設相の実刑判決確定、失職へ

ゼネコン汚職事件であっせん収賄罪に問われた衆議院議員の中村喜四郎・元建設相の裁判で、最高裁第二小法廷は1月14日、中村被告の上告を棄却する決定をした。中村被告側の異議申立ても棄却され、懲役1年6月、追徴金1,000万円の判決が確定した。その結果、公職選挙法と国会法の規定により、中村被告は失職し、刑の執行が終わるまで立候補できないことになる。

実刑判決の確定による国会議員の失職は、昭和36年の福田繁芳・元衆議院議員、オレンジ共済事件の友部達夫・元参議院議員に次ぎ3人目となる。また、国会議員の汚職で、あっせん収賄罪の有罪確定は初めてである。

一、二審判決によれば、中村被告は平成4年1月、某ゼネコンの元副社長から、公正取引委員会の梅沢委員長に対し「埼玉土曜会」談合事件の刑事告発断念を働きかけるよう請託され、その見返りに1,000万円の賄賂を受け取り、梅沢氏に告発断念を迫った。これに対し公取委は同年5月、「証拠不足」と自ら判断して告発を見送り、排除勧告にとどめた。

中村被告は、請託はなく、現金は政治献金で賄賂には当たらないとして無罪を主張したが、第二小法廷は「1,000万円を賄賂と認定した一、二審判決に事実誤認はない。公取委への働きかけは『相当の行為をしないようあっせんすること』に当たる」として、あっせん収賄罪が成立するとした。

中村喜四郎衆議院議員の上告棄却をきっかけに、その後、「野党は国会で政治とカネの問題を追及する方針を表明し、与党内でも、4月の衆参統一補欠選挙や統一地方選挙を控え、公共事業発注企業からの政治献金規制を求める声が上がっている」(1月23日付毎日新聞)などと報道された。

イ 平成15年3月14日第二小法廷判決 仮名報道が少年法に違反せずとの判決

強盗殺人などで起訴された少年が、実名に類似した仮名を使った週刊誌の記事により名誉等を侵害されたとして発行元の出版社に不法行為による損害賠償を求めた事件の上告審判決が3月14日、最高裁第二小法廷であった。

出版社は、少年の刑事裁判の審理が名古屋地裁に係属していた平成9年7月発売の週刊誌に、「少年犯残虐」等の表題の下に被害者の両親の思いや法廷傍聴記等の記事を掲載したが、その中に、少年について仮名を使い法廷での様子、犯行態様、経歴等を

記載した部分があった。

原審は、「仮名と実名が類似し、少年の経歴と合致する事実が詳細に記載されているから、面識を有する特定多数の読者や地域社会の不特定多数の読者はそれが本人を指すことが容易に推知でき、推知報道を禁止した少年法 61 条に違反するとした上で、特段の事情がない限り不法行為責任を免れないとした。

これに対し第二小法廷は、「犯人情報や経歴情報はいずれも名誉を毀損し、プライバシーを侵害する情報であり、それを認めた原審の判断はその限りで是認できる。しかし、推知報道かどうかは不特定多数の一般人が本人と推知できるかを基準にすべきである。本件記事は不特定多数が推知できるといえず、少年法 61 条に違反しない」とした上で、不法行為の成立要件について審理を尽くすよう原判決を破棄、原審に差し戻したのであった。判決後、少年の弁護団は「社会で成長する少年はより手厚く保護されるべきだとの主張が認められず残念」と不満を漏らし、出版社側は「国民の常識から隔たった判決が破棄された」とコメントしている（3月15日付読売新聞）。

ウ 平成 15 年 6 月 12 日第一小法廷判決 外国人女性の子に日本国籍を認める判決

在日韓国人女性と夫ではない日本人男性との間に生まれ、出生後に認知された女兒が国を相手に日本国籍の確認を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷は、6月12日、日本国籍を認めなかった二審の逆転判決を破棄し、日本国籍を認める判決を言い渡した。

国籍法 2 条は、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」に子は国籍を取得すると定めているが、この問題については、生後 3 か月で戸籍上の父と子の間の親子関係の不存在を確定する手続を執るなどしたケースで、出生後遅滞なく手続を執るなどして「特段の事情があるとき」は、胎児認知がされた場合に準じて、出生後認知による国籍取得を認めた最高裁判決（平成 9 年 10 月）がある。

本件のケースでは、女性が日本人の夫と別居中に別の日本人男性と知り合い、女兒を出産（離婚届はその前日に提出）出産の 8 か月後に親子関係不存在確認の訴えを提起し、これを認める判決の確定後に父親が認知している。

本判決は、子の出生後 8 か月余りを経過して親子関係の不存在を確定する手続が執られた点について、「一般的には、遅滞なくなされたということは困難であるが、出産後子どもを養育しながら自宅療養していたなどの事情に照らせば、それもやむを得ないというべきで、特段の事情があるときに当たる」と判断した。

認知に向けた手続の大幅な遅滞にもかかわらず、個別事情を柔軟に考慮した判決として評価できるが、婚外子に生まれたことに何ら責任はない子の将来を考えれば、出生後の認知による国籍取得制度の検討が今後の立法的課題であると思われる。

エ 平成 15 年 7 月 10 日第一小法廷判決 少女監禁事件 併合罪の量刑で初判断

新潟県柏崎市で 9 年 2 か月の長期間にわたり少女を監禁した犯罪史上例のない事件で、逮捕監禁致傷、窃盗等の罪に問われた被告人の上告審で、最高裁第一小法廷は 7 月 10 日、二審・東京高裁判決を破棄し、弁護側の控訴を棄却する判決を言い渡した（一

審・新潟地裁判決が確定)。

本件では、複数の罪を犯した場合に適用される併合罪の解釈が焦点となった。検察側は、犯行の悪質性から、法定刑の長期が10年の逮捕監禁致傷では刑が軽すぎると判断し、被告人が女性用下着4枚(計約2,000円相当)を万引きした窃盗で追起訴し、これらの罪を併合罪として上限いっぱいの懲役15年を求刑した。

一審は検察側の主張をほぼ認め、懲役14年としたが、二審は、「窃盗はせいぜい懲役1年であり、一審判決は逮捕監禁致傷の法定刑を超える量刑をしている」とし、懲役11年の判決を言い渡した。これに対し、検察側、被告人側双方が上告していた。

第一小法廷は、「刑法の併合罪の規定は、それを構成する各罪全体に対する統一刑を処断刑(修正された法定刑といえる)として形成し、その範囲内で各罪全体に対する具体的な刑を決めることとしたものであって、具体的な刑を決めるに当たり、併合罪を構成する各罪についてあらかじめ個別的な量刑判断を行った上でこれを合算するようなことは、法律上予定されていない」とする初判断を示し、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するとした。

今回の最高裁判決は、「刑を重くするために軽微な犯罪を併合罪とすることを許容していることにもなるため、今後も議論は続きそうである」(7月11日付日経新聞)。

オ 平成15年9月12日第二小法廷判決 大学側の名簿提出はプライバシーの侵害

平成10年に来日した江沢民国家主席が早稲田大学で講演した際、大学側が参加申込者の名簿を警視庁に提出した行為がプライバシーの侵害に当たるかどうか争われた2件の訴訟で、最高裁第二小法廷は9月12日、プライバシーを侵害する不法行為を構成するとして、高裁で判断が分かれていた問題について統一的判断を示した。

学生側敗訴の二審判決を破棄し、審理を差し戻した第二小法廷は、「本件名簿に記載された学籍番号、住所、氏名及び電話番号は、個人識別等を行うための単純な情報であり、秘匿の必要性は必ずしも高くはないが、このような個人情報についても、本人が欲しない他者にみだりに開示されたくないと考えることは自然であり、そのことへの期待は保護されるべきであるから、学生らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」と指摘した。

その上で、「このような情報は、個人の人格的な権利利益を損なうおそれがあり、慎重に取り扱う必要がある。大学は、本人の意思に基づかずにみだりに開示することは許されず、その同意を得ることなく開示した本件行為は、プライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである」とした。

本判決は、「住民基本台帳ネットワークが本格稼働し、個人情報に全国どこからでも容易にアクセスできるような情報社会において、情報の管理者に警報を鳴らすものとして評価できる」(9月13日付東京新聞)といえよう。